

総務省行政相談センター

まぐみみ福島

令和5年台風第13号 による被災者の皆様への 生活支援窓口案内 (福島県版ガイドブック)

令和5年9月8日の台風第13号の影響による大雨により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

このガイドブックは、関係機関の各種相談窓口や支援措置等について、関係機関が提供している情報を当センターが取りまとめたものです。

福島県・市町村の広報誌、ウェブサイトなどもご覧いただきながら、お困りになっていましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

また、当センターでは、今回の災害に関して、様々なお問合せやご相談を次のとおり受け付けておりますので、お気軽にご連絡ください。

- 電話による相談受付：平日 8：30～17：15
(上記時間帯以外は留守番電話対応となります)

行政相談専用ダイヤル 0570-090110

※ 一部のIP電話では、ご利用できない場合があります。その場合は、
024-534-1100におかけください。

※ NTTコミュニケーションズ株式会社が定める通話料がかかります。携帯電話の料金定額プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。

- 来所による相談受付：平日 8：30～17：15
住所：福島市霞町 1-46 福島合同庁舎 3階

- インターネットによる相談受付
URL：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html
(右のQRコードからもアクセスできます。)



- FAXによる相談受付
024-534-1102

総務省行政相談センター

まぐみみ福島



総務省 福島行政監視行政相談センター

福島市霞町1-46 福島合同庁舎3階

電話：024-534-1100 FAX：024-534-1102

ご注意

- 1 このガイドブックは、令和6年2月16日時点の情報で作成しています。
各機関等における支援策等については、随時、追加・変更し、福島行政監視行政相談センターホームページのトップ画面にある「令和5年台風第13号による被災者の皆様への生活支援窓口案内（福島県版ガイドブック）」に掲載してまいります。
※ 状況が刻々と変化中、講じられる対策も刻々と変化しており、古い情報が掲載されている場合があること、全ての情報を掲載しているものではないことにご留意ください。
- 2 災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用が条件となっている支援措置があります。
 - (1) 災害救助法
今回の台風による災害においては、福島県内では、「南相馬市」、「いわき市」が災害救助法の適用を受けています。
 - (2) 被災者生活再建支援法
今回の台風による災害においては、福島県内では、「いわき市」が被災者生活再建支援法の適用を受けています。

【参考】前回版（第6版(令和5年11月24日)）からの主な変更部分

変更した項目	頁	変更の内容
2 被災者のための住宅提供	2	賃貸型応急住宅の受付終了に伴い、当該記載を削除しました。
災害復旧作業等のための車両の貸出	-	終了に伴い、記載を削除しました。
浸水被害を受けた住家の衛生対策	-	終了に伴い、記載を削除しました。
6 損壊家屋等の解体撤去・運搬処分	5	(いわき市)申請受付期間が令和6年3月29日(金)まで延長されたことを掲載しました。
7 見舞金・救助金の支給	6	(南相馬市)災害見舞金の申請期限が令和6年2月29日(木)まで延長されたことを掲載しました。
30 被災中小企業等復旧支援事業補助金	23	制度創設に伴い、新たに掲載しました。
31 令和5年豪雨災害特別資金(セ-ファイナンス保証4号)	24	(いわき市)指定期間が令和6年2月28日(水)まで延長されたことを掲載しました。
32 いわき市豪雨災害特別資金(いわき市制度)	24	(いわき市)制度創設に伴い新たに掲載しました。
40 ボランティア	30	(いわき市)災害ボランティアセンターが閉所し、常設の「ボランティア活動センター」に業務が引き継がれていることを掲載しました。

なお、本ガイドブックのほか、以下の機関でも各種支援情報をご案内しています。

○ いわき市

- ◆ （令和5年台風第13号）被災者生活再建支援パンフレット
（URL: <https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1694516625838/index.html>）
- ◆ 被災者総合相談窓口
電話番号：0246-22-1282 8:30～17:15（平日）

○ 南相馬市

- ◆ 台風第13号 支援制度等（支援情報、お知らせ等が掲載）
（URL : <https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/safety/bosai/typhoon/shien/index.html>）

○ 福島県

- ◆ 【台風第13号】被災された方々へ（支援情報、お知らせ等が掲載）
（URL : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/bousai/taihu13shien.html>）

目



住まいや身の回りのこと

- 1 被災証明書の発行 (P. 1)
- 2 被災者のための住宅提供 (P. 2)
- 3 被災住宅の応急修理 (P. 2)
- 4 災害ごみの処分 (P. 3)
- 5 被災住宅の補修や再建に関する相談 (P. 4)
- 6 損壊家屋等の解体撤去・運搬処分 (P. 5)



お金のこと

- 7 見舞金・救助金の支給 (P. 6)
- 8 生活再建のための支援金 (被災者生活再建支援金)の支給 (P. 7)
- 9 生活再建のための給付金 (被災者生活支援特別給付金)の支給 (P. 8)
- 10 災害弔意金等の支給 (P. 9)
- 11 災害援護資金の貸付 (P. 9)
- 12 生活福祉資金の貸付 (P. 10)
- 13 住宅の建設、補修等の融資(災害復興住宅融資) (P. 11)
- 14 住宅ローンの返済の相談 (P. 11)



役所の手続きのこと

- 15 国税の特別措置 (P. 12)
- 16 県税の特別措置 (P. 13)
- 17 市町村税等の特別措置 (P. 13)
- 18 公共料金の減免措置 (P. 13)
- 19 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合 (P. 14)
- 20 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合 (P. 14)
- 21 運転免許証の再交付 (P. 15)

次



民間の手続きのこと

- 22 損害保険の相談(払込猶予、契約内容の照会等) (P. 16)
- 23 生命保険の相談(払込猶予、契約内容の照会等) (P. 17)
- 24 預貯金通帳、印鑑等を紛失した場合 (P. 18)
- 25 消費生活相談の窓口 (P. 18)
- 26 法律相談の窓口 (P. 19)



医療・健康のこと

- 27 こころの悩みや健康に関する相談 (P. 20)



教育のこと

- 28 奨学金の緊急採用、返済期限猶予、JASSO支援金の受付 (P. 21)
- 29 教科書等の学用品の給与 (P. 22)



事業者の方へ

- 30 被災中小企業等復旧支援事業補助金 (P. 23)
- 31 令和5年豪雨災害特別資金 (セーフティネット保証4号) (P. 24)
- 32 いわき市豪雨災害特別資金 (P. 24)
- 33 福島県中小企業制度資金 (P. 25)
- 34 災害復旧貸付 (P. 26)
- 35 小規模企業共済災害時貸付の適用 (P. 26)
- 36 既往債務の返済条件緩和等の対応 (P. 27)
- 37 中小企業等を対象とした相談窓口 (P. 27)
- 38 被災企業等事業継続支援金 (P. 28)
- 39 農林漁業者向けの融資・返済の相談窓口 (P. 29)



そのほかの情報

- 40 ボランティア (P. 30)
- 福島県内市町村連絡先一覧 (P. 31)



住まいや身の回りのこと

1 り災証明書の発行

- ◆ 「り災証明書」は、住宅などの建物が被害にあったことを証明するものです。被災者のための住宅提供、被災住宅の応急修理、税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ 被害認定調査が行われ、損傷の程度に応じ、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」、「一部損壊」の区分で「り災証明書」が発行されます。
- ◆ 非住家（店舗など）、建物以外（家財、車両等）の被害については、「被災証明書」（名称は市町村によって異なります。）が発行される場合があります。
- ◆ 詳細は、以下の窓口にお問い合わせください。

【り災証明書の発行担当課】

市町村名	担当部署	電話番号	参考情報
南相馬市	税務課	0244-24-5227	受付中 受付窓口：税務課、 小高区役所、 鹿島区役所 受付時間：8:30～17:15 (平日)
いわき市	災対財政部り災班 (市民税課)	0246-22-7426 ・7427	11/10(金)をもって 受付終了 (長期入院しており代理 による申請もできなかつた 場合など、やむを得ない事情 がある場合は、引き続き申請 することができます。) 受付窓口：市民税課、 各支所 受付時間：9:00～16:30 (平日)

(注) 上記以外の市町村もり災証明書の発行に応じている場合がありますので、各市町村の「り災証明書」発行担当課にお問い合わせください。市町村の連絡先は【福島県内市町村連絡先一覧】(最終ページ)をご参照ください。

2 被災者のための住宅提供

【公営住宅の一時使用】

- ◆ 一時的に住む住宅をお探しの方は、公営住宅の一時使用を申し込むことができます。申込みには、り災証明書が必要になります。
詳細は、以下の窓口にお問い合わせください。

【公営住宅の担当課】

市町村名	担当部署	電話番号	参考情報
南相馬市	建築住宅課住宅係	0244- 24-5253	対象： 自宅が半壊以上被災 した方

(注) 上記以外の市町村も公営住宅の一時使用の相談に応じている場合がありますので、各市町村の公営住宅担当課にお問い合わせください。市町村の連絡先は【福島県内市町村連絡先一覧】(最終ページ)をご参照ください。

3 被災住宅の応急修理

- ◆ 災害救助法が適用された市町村（南相馬市、いわき市）において、災害により住宅が「準半壊」、「半壊」、「中規模半壊」又は「大規模半壊」の被害認定を受け、そのままでは住むことができない状態にある世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要不可欠な最小限度の部分を、市町村が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。
原則として、修理の着手前に申請が必要です。
一世帯当たり70万6千円（準半壊は34万3千円まで）が限度額です。
- ◆ 以下の全ての要件を満たす方(世帯)が対象になります。

- | |
|--|
| <p>① 準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊の被害を受けた方
災害により準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。
(ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象となります。)
※ 全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはなりません。(ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施する</p> |
|--|

ことにより居住が可能である場合は対象となります。)

② 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれる方

③ 賃貸型応急住宅等を利用しない方

賃貸型応急住宅・公営住宅と応急修理制度との併用はできません。(ただし、一時的な避難場所として公営住宅等を利用している場合は除きます。また、応急修理期間中に一時的に賃貸型応急住宅を利用することが可能な場合があります。)

(注) 住家の損壊状況は、り災証明書により確認されます。

- ◆ 詳細は、各市町村の被災住宅の応急修理担当課にお問い合わせください。応急的な修理の制度ですので、受付期限がありますこと、ご注意ください。

【被災住宅の応急修理 担当課】

市町村名	担当部署	電話番号	参考情報
南相馬市	建築住宅課	0 2 4 4 - 2 4 - 5 2 5 5	R6. 1/15(月)までで 受付終了
いわき市	建築指導課	0 2 4 6 - 2 2 - 7 5 1 6	R6. 4/26(金)まで受付 受付時間： 9:00～16:30(平日)

(注) 上記以外の市町村も被災住宅の応急修理に応じている場合がありますので、各市町村の被災住宅の応急修理担当課にお問い合わせください。市町村の連絡先は【福島県内市町村連絡先一覧】(最終ページ)をご参照ください。

4 災害ごみの処分

- ◆ 市町村では、災害初期の応急的な対応として、被災により発生した災害ごみを、処理施設・仮置場、戸別収集により受け入れます。
- ◆ 今回の台風による災害においては、令和5年10月末までに受付を終了していますが、市町村によっては災害ごみの処分の相談に応じている場合があります。
- ◆ 詳細は、各市町村の災害ごみの処分担当課にお問い合わせください。
※市町村の連絡先は【福島県内市町村連絡先一覧】(最終ページ)をご参照ください。

5 被災住宅の補修や再建に関する相談

- ◆ 被災住宅の補修や再建に関する相談や困りごと、不安に感じていることの相談窓口として、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが住まいるダイヤルを開設しています。

- ・住まいるダイヤル

ナビダイヤル：0570-016-100

IP電話等の場合：03-3556-5147

(受付時間 10:00~17:00(平日))

- ◆ 福島県耐震化・リフォーム等推進協議会は、被災された住宅等の復旧や再建・支援制度等の相談に応じています。

- ・福島県耐震化・リフォーム等推進協議会電話相談

電話：024-563-6213

(受付時間 9:00~17:00(平日))

- ◆ 〈注意！〉災害時には、それに便乗して、住宅の修理などに関連した悪質商法が多数発生しています。

お困りの際には、一人で悩まず消費者ホットラインにご相談ください。

- ・消費者ホットライン

電話(市外局番なしの3桁番号)：188

(詳細は18ページをご参照ください。)

6 損壊家屋等の解体撤去・運搬処分

- ◆ 令和5年台風第13号の影響により損壊した家屋等について、生活環境上の保全を図るため、所有者からの申請に基づき、公費により、解体撤去及び運搬処分が行われます（支援内容は災判定により異なります。）。
- ◆ 解体撤去の事業を実施する前に、自費で解体撤去（自費解体）等を行った方又は行う方も、基準額の範囲内で、償還を受けることができます場合があります。
- ◆ 詳細は、以下の窓口にお問い合わせください。
相談及び申請は、電話での事前予約制とされておりますのでご注意ください。

【損壊家屋等の解体撤去・運搬処分の担当課】

市町村名	担当部署	電話番号
いわき市	ごみ減量推進課専用ダイヤル	0246-22-1283
支援内容	① 電話予約受付： <u>R5. 11/27(月)～申請する日まで</u> 9:00～17:00(平日) ② 相談窓口： <u>R5. 12/4(月)～R6. 1/31(水)</u> 9:00～17:00(平日) 内郷支所内（事前予約制） ③ 申請窓口： <u>R6. 1/9(火)～R6. 3/29(金)</u> 9:00～17:00(平日) 内郷支所内（事前予約制）	
	り災判定	公費負担の内容
	り災証明書で「全壊」の判定を受けた場合	損壊家屋等の「 <u>解体・運搬・処分</u> 」が公費により行われます。
	り災証明書で「 <u>大規模半壊、中規模半壊、半壊</u> 」のいずれかの判定を受けた場合	解体廃棄物の「 <u>運搬・処分</u> 」が公費により行われます。 ※アスベスト事前調査費及び解体費用は所有者の自己負担となります。 ※8の「被災者生活再建支援金」（7ページ）の適用が「解体世帯」になります。
り災証明書がない <u>一般住宅以外の建物</u> で上記と同程度の場合	上記に準じて建物の「 <u>解体・運搬・処分</u> 」あるいは解体廃棄物の「 <u>運搬・処分</u> 」が公費により行われる場合があります。 ※被災証明願及び被災状況写真が必要です。 ※写真、現地及び周辺状況の調査等により判定されます。 ※り災証明書がないため、調査・判定等に時間がかかります。	



お金のこと

7 見舞金・救助金の支給

- ◆ 災害により被災した方に見舞金・救助金が支給されます。
- ◆ 詳細は、以下の窓口にお問い合わせください。

【見舞金・救助金 担当課】

市町村名	担当部署	電話番号
南相馬市	社会福祉課	0244-24-5321
支援内容	<p>「災害見舞金」</p> <ul style="list-style-type: none">① 全壊世帯 1世帯10万円＋被災者1人につき2万円② 半壊(大規模・中規模半壊含む。)世帯 1世帯5万円＋被災者1人につき1万円③ 床上浸水 1世帯3万円 <p>※ 半壊・全壊世帯と床上浸水の見舞金は重複しません。</p> <p>受付窓口：社会福祉課、区役所市民総合サービス課、郵送申請 受付時間：8:30～17:15（土日祝日、年末年始を除く） 申請期限：R6.2/29(木)まで</p>	
いわき市	保健福祉課	0246-22-7612
支援内容	<p>「被災救助費救助金」</p> <ul style="list-style-type: none">○ 全壊した場合 1世帯10万円＋被災者1人につき2万円○ 半壊した場合 1世帯5万円＋被災者1人につき1万円○ 床上浸水した場合（全・半壊でないもの） 1世帯3万円 <p>受付窓口：各地区保健福祉センター 受付時間：8:30～17:00(平日)</p> <p>電子申請可(https://logoform.jp/form/NczP/372615)</p>	

8 生活再建のための支援金(被災者生活再建支援金)の支給

- ◆ 令和5年台風第13号により居住する住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「やむを得ず解体」した世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する制度です（被災者生活再建支援法）。
- ◆ 福島県内では、「いわき市」がこの制度の適用を受けています。
- ◆ 住宅の被害程度に応じて「基礎支援金」、住宅の再建方法に応じて「加算支援金」が支給されます。中規模半壊世帯については、「加算支援金」のみ申請可能です。再建方法が決まっていない場合、2回に分けて申請できます。

被災者生活再建支援金の支給額

区分	基礎支援金	加算支援金		合計	
	支給額	住宅の再建方法	支給額		
2人以上世帯	100万円	全壊世帯	建設・購入	200万円	300万円
		解体世帯	補修	100万円	200万円
		長期避難世帯	貸借	50万円	150万円
	50万円	大規模半壊世帯	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			貸借	50万円	100万円
		中規模半壊世帯	建設・購入	100万円	100万円
			補修	50万円	50万円
			貸借	25万円	25万円
1人世帯	75万円	全壊世帯	建設・購入	150万円	225万円
		解体世帯	補修	75万円	150万円
		長期避難世帯	貸借	37.5万円	112.5万円
	37.5万円	大規模半壊世帯	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			貸借	37.5万円	75万円
		中規模半壊世帯	建設・購入	75万円	75万円
			補修	37.5万円	37.5万円
			貸借	18.75万円	18.75万円

- ◆ 詳細は、以下の窓口にお問い合わせください。

【被災者生活再建支援金 担当課】

市町村名	担当部署	電話番号	参考情報
いわき市	保健福祉課	0246-22-7612	基礎支援金： R6. 10/7(月)まで受付
受付窓口 受付時間	各地区保健福祉センター (8:30～17:00(平日))		加算支援金： R8. 10/7(水)まで受付

9 生活再建のための給付金(被災者生活支援特別給付金)の支給

- ◆ 令和5年台風第13号により、住宅被害を受けた世帯のうち、8の「被災者生活再建支援金」の対象とならない中規模半壊、半壊及び半壊に至らない床上浸水の被害を受けた世帯に対し、7の救助金等に、「被災者生活支援特別給付金」として10万円が上乗せして給付されます。
- ◆ 詳細は、以下の窓口にお問い合わせください。

【被災者生活支援特別給付金の担当課】

市町村名	担当部署	電話番号	
いわき市	保健福祉課	0246-22-7612	
支援内容	対象世帯：		
	り災判定	いわき市 被災救助費救助金	被災者生活 支援特別給付金
	全壊	10万円／世帯 2万円／人員	×
	大規模半壊	5万円／世帯 1万円／人員	×
	中規模半壊		加算支援金のみ
	半壊	10万円※	×
	床上浸水		×
<p>※ り災判定が「中規模半壊」及び「半壊」の世帯で、既に、10の「被災者生活再建支援金」を活用した場合は、この給付金は対象外となります。</p> <p>※ 「中規模半壊」及び「半壊」の世帯で、この給付金の給付後、10の「被災者生活再建支援金」を活用した場合、この給付金は返還となります。</p> <p>申請手続：7の「被災救助費救助金」の申請がお済みの方は、指定口座へ振り込まれますので、この給付金の申請は必要ありません。 申請がお済みでない方は、7の「被災救助費救助金」の申請手続をお願いします。 (申請期限：R6. 2/29(木)まで)</p>			

10 災害弔慰金等の支給

- ◆ 災害により亡くなられた方の遺族に対して災害弔慰金が支給されます。
 - ・生計維持者の場合：市町村条例で定める額（500万円以下）を支給
 - ・その他の者の場合：市町村条例で定める額（250万円以下）を支給

- ◆ 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害を受けた方に対して災害障害見舞金が支給されます。
 - ・生計維持者の場合：市町村条例で定める額（250万円以下）を支給
 - ・その他の者の場合：市町村条例で定める額（125万円以下）を支給

- ◆ 詳細は、お住まいの市町村の災害弔慰金担当課にお問い合わせください。

※市町村の連絡先は【福島県内市町村連絡先一覧】（最終ページ）をご参照ください。

11 災害援護資金の貸付

- ◆ 世帯主が1か月以上の負傷、住居や家財に被害を受けた場合に、被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。
貸付金額は最大350万円（被災の状況により貸付限度額は異なる。）で、償還期限は据置期間（3年）を含め10年です。

- ◆ 詳細は、お住まいの市町村の災害援護資金担当課にお問い合わせください。

※市町村の連絡先は【福島県内市町村連絡先一覧】（最終ページ）をご参照ください。

1 2 生活福祉資金の貸付

【緊急小口資金】

- ◆ 緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対し、「緊急小口資金」（一世帯につき10万円以内）の貸付を受けられます。
- ◆ 緊急小口資金の償還期限は、据置期間（通常：2か月以内）終了後、12か月以内です。無利子で、連帯保証人は不要です。

【福祉費（災害援護費）】

- ◆ 災害を受けたことにより臨時に経費が必要となった低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対し、「福祉費（災害援護費）」（一世帯につき150万円以内）の貸付を受けられます。
- ◆ 福祉費（災害援護費）の償還期限は、据置期間（通常：6か月以内）終了後、7年以内です。連帯保証人を立てる場合は無利子です。
- ◆ 詳細は、お住まいの市町村の社会福祉協議会にお問い合わせください。

【市町村社会福祉協議会の連絡先】

南相馬市社会福祉協議会：0244-24-3415

いわき市社会福祉協議会：0246-23-3320

1 3 住宅の建設、補修等の融資(災害復興住宅融資)

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、金利等を優遇した建設資金、購入資金又は補修資金を融資（災害復興住宅融資）しています。詳細は、住宅金融支援機構にお問い合わせください。

災害復興住宅融資

区分	融資限度額
建設	3,700万円(土地を取得する場合)
	2,700万円(土地を取得しない場合)
購入	3,700万円
補修	1,200万円

- ・住宅金融支援機構お客様コールセンター（災害専用ダイヤル）
フリーダイヤル：0120-086-353
（受付時間 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く。））

1 4 住宅ローンの返済の相談

- ◆ 被災された方の住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）があります。詳細は、借入先の金融機関にお問い合わせください。

また、借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます。

- ・全国銀行協会相談室
ナビダイヤル：0570-017109
IP電話等の場合：03-5252-3772
（受付時間 9:00～17:00（祝日及び銀行の休業日を除く。））



役所の手続きのこと

1 5 国税の特別措置

- ◆ 災害により期限までに申告・納税等ができないとき（交通途絶等）は、所轄税務署に申請し、承認を受けることにより、その理由がやんだ日から2か月以内の範囲で、申告等の期限が延長されます。
- ◆ 災害により、財産に相当な損失を受けた場合は、所轄税務署に申請し、承認を受けることにより、納税の猶予を受けることができます。
- ◆ 災害により、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法か、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。
また、給与等、公的年金等、報酬等から徴収される（又は徴収された）源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署へお問い合わせください。

税務署名	電話番号	管轄区域
福島	024-534-3121	福島市、伊達市、伊達郡
二本松	0243-22-1192	二本松市、本宮市、安達郡
郡山	024-932-2041	郡山市、田村市、田村郡
須賀川	0248-75-2194	須賀川市、岩瀬郡、石川郡
田島	0241-62-1230	南会津郡
会津若松	0242-27-4311	会津若松市、耶麻郡のうち磐梯町、猪苗代町、河沼郡、大沼郡
喜多方	0241-24-5050	喜多方市、耶麻郡のうち北塩原村、西会津町
白河	0248-22-7111	白河市、西白河郡、東白川郡
いわき	0246-23-2141	いわき市
相馬	0244-36-3111	相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡

1 6 県税の特別措置

- ◆ 災害により被害を受けたときなどには、被害の程度に応じ、徴収の猶予、減免、納期限の延長が認められる場合があります。
- ◆ 制度や手続等の詳細については、福島県税務課(024-521-7067)又は最寄りの地方振興局県税部にお問い合わせください。

1 7 市町村税等の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、固定資産税、市町村税・県民税、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置が受けられる場合があります。
- ◆ 詳細は、各市町村の税務担当課にお問い合わせください。

※市町村の連絡先は【福島県内市町村連絡先一覧】(最終ページ)をご参照ください。

1 8 公共料金の減免措置

- ◆ 電気、ガス、電話等について、各事業者において、災害救助法の適用区域(南相馬市、いわき市)の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。
また、減免措置等は、申出が必要な場合がありますので、手続方法について、各事業者にお問い合わせください。
- ◆ NHKでは、災害救助法が適用された区域内(南相馬市、いわき市)で、建物が半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた場合、申出に基づき、令和5年9月から10月までの2か月間、受信料を免除しています。
詳細は、NHKにお問い合わせください。
ナビダイヤル：0570-077-077
IP電話等の場合：050-3786-5003
(受付時間 9:00~18:00(土・日・祝日も受付))

19 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、贈与、抵当権設定時等に、上記書類を紛失している場合、他の手段で本人確認することになります。
- ◆ 詳細は、地方法務局・支局にお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域（不動産登記）
福島地方法務局	024-534-1111	福島市、伊達市、伊達郡
相馬支局	0244-36-3413	相馬市、南相馬市、相馬郡
いわき支局	0246-23-1651	いわき市

20 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。
(注) 年金手帳は、令和4年4月に廃止されたため、基礎年金番号通知書が発行されます。
- ◆ 国民年金保険料について、災害等によって財産に相当な被害を受け、保険料の納付が困難となった場合は、ご本人からの申請に基づき、保険料が免除される制度があります。
また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予を受ける制度があります。
- ◆ 詳細は、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。
ナビダイヤル：0570-05-1165
IP電話等の場合：03-6700-1165
(受付時間 8:00~19:00(月)、8:30~17:15(火~金)、
9:30~16:00(第2土曜日))
- ◆ 最寄りの年金事務所にお問い合わせすることもできます。

名称	電話番号	管轄区域
東北福島 年金事務所	024-535-0141	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、 国見町、川俣町、大玉村
郡山 年金事務所	024-932-3434	郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、 石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、 三春町、小野町
会津若松 年金事務所	0242-27-5321	会津若松市、喜多方市、下郷町、檜枝岐村、 只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、 磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津 町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町
白河 年金事務所	0248-27-4161	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、 棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村
平年金事務所	0246-23-5611	いわき市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、 大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村
相馬 年金事務所	0244-36-5172	相馬市、南相馬市、新地町、飯舘村

2 1 運転免許証の再交付

- ◆ 自動車運転免許証を汚損、紛失した場合の再交付手続きがあります。

申請場所 福島・郡山運転免許センター又は福島県内の警察署、分庁舎
(受付時間 月曜日から金曜日(祝日等を除く))

- ・福島、郡山運転免許センター(即日交付)
(受付時間 10:00~11:00、14:00~16:00)
- ・警察署、分庁舎(後日交付)
(受付時間 8:30~12:00、13:00~17:00)

- ※ 申請書類を作成していただきますので、時間に余裕をもって来庁してください。
- ※ 更新期間に入っている方は、再交付と同時に更新ができます(再交付のみの場合と受付時間が異なりますので、事前に次の窓口にお問い合わせください。)

- ◆ 詳細は、運転免許センター、管轄の警察署又は分庁舎にお問い合わせください。

名称	電話番号	所在地
福島運転免許センター	024-591-4372	福島市町庭坂字大原1-1
郡山運転免許センター	024-961-2100	郡山市大槻町字美女池上14-6



民間の手続きのこと

2 2 損害保険の相談(払込猶予、契約内容の照会等)

- ◆ 火災保険、自動車保険、傷害保険などの各種損害保険（自賠責保険を除く）については、今回の災害により災害救助法が適用された地域（南相馬市、いわき市）で被害を受けられた場合、継続契約の締結手続及び保険料の払い込みを、災害救助法の適用日から2か月後の末日（令和5年11月末日）まで猶予する特別措置が実施されています。

詳細は、ご契約の損害保険会社・損害保険代理店又は次の窓口にお問い合わせください。

- ・日本損害保険協会 そんぽADRセンター
ナビダイヤル：0570-022808
（受付時間 9:15~17:00（月曜~金曜（祝日除く））

- ◆ 災害救助法が適用された地域(南相馬市、いわき市)で、家屋等の損壊・流失等により損害保険会社との保険契約に関する手掛かりを失った方は、次の窓口にお問い合わせください。

原則として、被災された方（ご本人）、被災された方（ご本人）の親族（配偶者・親・子・兄弟姉妹）からのご照会に限ります。

- ・日本損害保険協会 自然災害等損保契約照会センター
フリーダイヤル：0120-501331
（受付時間 9:15~17:00（月曜~金曜（祝日除く））

- ・外国損害保険協会 自然災害等損保契約照会センター
電話：03-5425-7850
（受付時間 9:00~17:00（月曜~金曜（祝日除く））

2 3 生命保険の相談(払込猶予、契約内容の照会等)

- ◆ 各生命保険会社では、災害救助法が適用された地域（南相馬市、いわき市）の被災契約者の契約について、① 保険料払込猶予期間の延長（最長6か月）、② 保険金・給付金、契約者貸付金の簡易迅速なお支払いの特別取扱いを実施しています。

詳細は、ご契約の生命保険会社にお問い合わせください。

- ◆ 生命保険協会は、災害救助法が適用された地域（南相馬市、いわき市）において被災した契約者について、家屋等の流失・消失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な場合等において、生命保険契約の有無のご照会に対応します。（災害地域生命保険契約照会制度）

詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

- ・生命保険協会 災害地域生保契約照会センター
フリーダイヤル：0120-001731
（受付時間 9:00～17:00（月曜～金曜（祝日除く））

- ◆ かんぽ生命の保険契約及び簡易生命保険契約については、次の窓口にお問い合わせください。

- ・かんぽコールセンター
フリーダイヤル：0120-552-950
（受付時間 9:00～21:00（月曜～金曜（祝日除く））、
9:00～17:00（土日・祝日））

2 4 預貯金通帳、印鑑等を紛失した場合

- ◆ 金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では、通帳、保険証書や印鑑等を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金の払い戻し、保険金の請求等ができます。

詳細は、各金融機関、証券会社、保険会社等にお問い合わせください。

- ◆ 郵便貯金でも、通帳・証書等や印鑑をなくされた被災者の方への払い戻しを実施しています。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

・ゆうちょコールセンター

フリーダイヤル：0120-108420

（受付時間 9:00～19:00(平日)、9:00～17:00(土日・祝日)）

2 5 消費生活相談の窓口

- ◆ 災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。

悪質商法は災害発生地域だけが狙われるとは限りません。災害に便乗した悪質な商法には十分注意してください。特に最近は「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」など、「保険金が使える」と勧誘する手口について、全国の消費生活センター等に相談が寄せられています。

また、義援金詐欺の事例も報告されています。義援金は、たしかな団体を通して送るようにしてください。

- ◆ お困りの際には、一人で悩まず消費者ホットラインにご相談ください。

・消費者ホットライン（全国統一番号）

電話(市外局番なしの3桁番号)：188

※ 消費者ホットラインは、原則として、お住まいの地域の窓口（市区町村の消費生活センターや消費生活相談窓口など）をご案内します。

土日祝日は、都道府県等の消費生活センター等が開所していない場合、国民生活センターに電話がつながります。（一部地域や年末年始、国民生活センターの建物点検日を除く）

IP電話など、一部の電話からはつながりません。

26 法律相談の窓口

【法テラス】

- ◆ 法テラス（日本司法支援センター）では、法的トラブルについて、お悩みを整理し、適切な相談窓口のご案内、法律の手続、分からないコトバの解説などを行っています。

また、無料法律相談（収入・資産要件あり）を行っています。

詳細は、法テラスにお問い合わせください。

- ・ 法テラス福島

ナビダイヤル：0570-078370

IP電話等の場合：050-3383-5540

（受付時間 9:00～17:00(平日)）

- ・ 法テラスふたば

ナビダイヤル：0570-078376

IP電話等の場合：050-3381-3805

（受付時間 9:00～17:00(平日)）

- ◆ 法テラスの専門オペレーターが、お問い合わせ内容に応じて、法制度や相談機関・団体等を紹介します。

- ・ 法テラス・サポートダイヤル

ナビダイヤル：0570-078374

IP電話等の場合：03-6745-5600

（受付時間 9:00～21:00(平日)、9:00～17:00(土曜)）



医療・健康のこと

27 こころの悩みや健康に関する相談

◆ 災害にあわれた方のこころの悩みや健康に関する相談を電話でお受けしています。

- ・こころの健康相談ダイヤル
（公的相談機関が対応（夜間は（公社）日本精神保健福祉士協会、（一社）日本公認心理師協会が対応）
ナビダイヤル：0570-064-556
（受付時間：9:00～17:00、18:30～22:30（受付は22:00まで）（平日））
- ・よりそいホットライン（被災者専門ライン）
（（一社）社会的包摂サポートセンター）
フリーダイヤル：0120-279-226
（がらがらが始まった後「1」を押してください。）
（受付時間：10:00～22:00（毎日））
- ・被災者相談ダイヤル ふくこころライン
（（一社）福島県精神保健福祉協会ふくしま心のケアセンター）
フリーダイヤル：0120-783-295
（受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00（平日））



教育のこと

2 8 奨学金の緊急採用、返済期限猶予、 JASSO支援金の受付

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）は、1. 災害救助法適用地域（南相馬市、いわき市）の世帯の学生に対する給付奨学金の家計急変採用、貸付奨学金の緊急採用・応急採用、2. 奨学金返還者からの減額返還・返還期間猶予の願出、3. 居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた学生からの支援金の申請を受け付けます。

1、3については在学している学校に、2については日本学生支援機構奨学金相談センターにお問い合わせください。

- ・独立行政法人 日本学生支援機構 奨学金相談センター
ナビダイヤル：0570-666-301
（受付時間 9:00~20:00(祝日年末年始除く)）

1. 給付奨学金（家計急変採用）／貸与奨学金（緊急採用・応急採用）

- (1) 対象者：災害により家計が急変し、奨学金の給付または貸与を希望する方（災害救助法適用市町村(南相馬市、いわき市)の世帯の学生等)
- (2) 申込方法：在学している学校を通じて申し込む。

2. 減額返還・返還期限猶予

- (1) 対象者：災害等により奨学金の返還が困難となった方。
- (2) 願出方法：「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を日本学生支援機構へ提出

3. JASSO災害支援金

- (1) 対象者：災害により学生本人やその生計維持者が現に住んでいる家が、半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含む）以上の被害を受けたり、床上浸水となったり、自治体からの避難勧告等が1か月以上続いたりした方。（外国人留学生を含む）
- (2) 申請方法：在学している学校を通じて申し込む。
※ 学校からJASSOへの申請期限は、災害がおきた日の次の月から数えて、6か月以内となっていますので、ご注意ください(R6. 3/31(日)(消印有効))。
- (3) 支給額：10万円（返還不要）

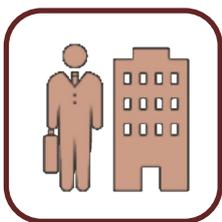
29 教科書等の学用品の給与

- ◆ 災害救助法適用市町村（南相馬市、いわき市）において、災害により住家の全壊、流失、半壊又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対し、教科書等の学用品が支給されます。

【対象品目】

- ① 教科書及び正規の教材（学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、図鑑など）
- ② 文房具、通学用品
 - a ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規 など
 - b 傘、靴、長靴 など
 - c 運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付きハーモニカ、工作用具、裁縫用具 など

- ◆ 在学中の各学校等を通じて申請します。



事業者の方へ

30 被災中小企業等復旧支援事業補助金

- ◆ 被害を受けた中小企業及び小規模事業者等の事業の継続を支援するため、被災した施設・設備等の復旧に係る経費の一部が補助されます。

対象者	令和5年9月8日の台風13号に伴う大雨災害により被害を受け、公的機関発行の証明書（被災証明書、罹災証明書）等の交付を受けた中小企業者・小規模事業者等 ※ 被害の規模は問いません。 ※ 「中小企業者・小規模事業者」とは、中小企業基本法等に規定する中小企業者等を指します。 ※ 補助対象者の適否については、必ず要綱等でご確認ください。農業、林業、漁業、風俗営業事業者など、一部対象外の業種があります。
補助対象経費	大雨災害による被害を受けた施設、設備・車両の復旧に係る経費となります。原則、被災前と同等の状態に戻すための修繕に要するものとします。
補助率	中小企業者 2分の1以内 小規模事業者 3分の2以内
補助上限額	200万円
補助の条件	・事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画を策定済み、若しくは策定する予定であること。 ・事業完了後から5年間、県が実施する追跡調査に協力すること。
申請期間	R6. 5/31(金)まで ※ 予算の範囲内で事業を実施するため、申請多数の場合は期限前であっても応募が締め切られる場合があります。
申請先・ 問合せ先	被災中小企業等復旧支援事業補助金事務局 ○福島県商工会連合会 〒960-8053福島県福島市三河南町1番20号コラッセふくしま9階 電話：024-525-3411 ○福島県中小企業団体中央会 〒960-8053福島県福島市三河南町1番20号コラッセふくしま10階 電話 024-536-1261 ○原町商工会議所 〒975-0006 福島県南相馬市原町区橋本町1丁目35 電話：0244-22-1141 ○いわき商工会議所 〒970-8026 福島県いわき市平字田町120 ラトブ6階 電話：0246-25-9151

3 1 令和5年豪雨災害特別資金(セ-ファイネット保証4号)

- ◆ 災害救助法が適用された市町村（いわき市(注)）において、今回の台風により事業活動に影響を受けた中小企業者の皆様を対象に、信用保証協会の別枠保証を活用した融資が受けられます（セ-ファイネット保証4号）。

(注) 令和5年12月29日以降、福島県内の対象市町村は「いわき市」に限定されています。

主な要件・融資内容

- ①要件：
 ・1年以上継続して事業を行っていること。
 ・台風第13号に起因して、事業活動に影響を受けた後、最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。
 （売上高減少について市町村長の認定が必要）
- ②融資限度：運転資金、設備資金8千万円（併用時は8千万円限度）
- ③融資期間：10年以内(うち据置1年以内)
- ④融資利率：固定 年1.3%以内
- ⑤保証料率：必ず信用保証協会の保証付きとなります。
 年0.5%(責任共有制度対象外100%保証)
- ⑥担保：審査により必要となる場合があります。
- ⑦保証人：法人 原則として1名以上、個人 必要により
 (原則第三者保証人は不要)
- ⑧指定期間：R6.2/28(水)まで(市町村からの認定書交付期限)
 ※日程に余裕を持って市町村に御相談ください。
- ⑨申込先：最寄りの金融機関への相談と併せて、事業所のある市町村の
 商工担当課に認定申請をお申込みください。

- ◆ 詳細は、福島県経営金融課（電話：024-521-7288）にお問い合わせください。

3 2 いわき市豪雨災害特別資金(いわき市制度)

- ◆ 31の「令和5年豪雨災害特別資金」を活用し、資金を借受けたいわき市内に事業所を有する中小企業者等に、利子補給と信用保証料の補助が行われます。

対象となる 中小企業者	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県の「令和5豪雨災害特別資金」を活用していること ・市税を滞納していないこと ・法律及び条例に定める暴力団等に該当しないこと
補助額	信用保証料 保証料率(年0.5%) 上限 50万円 利子補給 融資利率(年1.3%以内) 3年間で最大 100万円

申請期間	R6. 3/29(金)まで
申請先・ 問合せ先	いわき市役所 産業チャレンジ課 産業支援係 〒970-8686 いわき市平字梅本21番地 電話：0246-22-1126 (注) 郵送申請への協力がお願いされています。

3 3 福島県中小企業制度資金（外的変化対応資金）

- ◆ 自然災害により影響を受けた中小企業者を対象に、福島県中小企業制度資金（外的変化対応資金）（福島県独自制度）により、運転資金又は設備資金のための融資制度が用意されています。

	外的変化対応資金 (自然災害により影響を受けた中小企業者)
融資限度額	運転資金 5,000万円 設備資金 7,000万円 併用する場合は、7,000万円を限度
融資期間(うち据置期間)	10年以内(据置期間3年以内を含む。)
融資利率	固定 年1.7%以内 変動 年1.5%以内
担保	審査により担保が必要となる場合があります。
保証料	必ず信用保証協会の保証付きになります。
保証人	法人 原則として1人以上 個人 必要により (原則第三者保証人は不要)
取扱期間	R6. 3/31(金)融資実行分まで
申込先	県内の金融機関

- ◆ 詳細は、福島県経営金融課（電話：024-521-7288）にお問い合わせください。

3 4 災害復旧貸付

- ◆ 被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を融資しています。

	国民生活事業	中小企業事業
融資限度額	3千万円(注1)	1億5千万円(別枠)
融資期間(うち据置期間)	10年以内(2年以内)(注2)	
金利(9/1現在、貸付期間5年の場合)	1.25%	1.20%

- (注) 1 国民生活事業の融資限度額は、各融資制度の融資限度額に上乗せされる金額です。
2 国民生活事業においては、一般貸付を適用した場合の融資期間(うち据置期間)です。
中小企業事業の設備資金においては、融資期間15年以内(うち据置期間2年以内)です。

- ◆ 詳細は、日本政策金融公庫(連絡先は「3 7 中小企業等を対象とした相談窓口」(27~28ページ)をご参照ください。)にお問い合わせください。

3 5 小規模企業共済災害時貸付の適用

- ◆ 災害救助法が適用された市町村(南相馬市、いわき市)において被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付が適用されます。

・貸付条件

- ①貸付限度額：原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7割~9割を乗じて得た額(50万円以上で5万円の倍数となる額)と1,000万円のいずれか少ない額
- ②貸付利率：年0.9%(令和5年9月11日現在)
- ③貸付期間：貸付金額500万円以下 36ヵ月
505万円以上 60ヵ月
- ④償還方法：6ヵ月ごとの元金均等割賦償還
- ⑤担保、保証人：不要
- ⑥借入窓口：商工組合中央金庫

- ◆ 詳細は、中小企業基盤整備機構共済相談室(電話：050-5541-7171)にお問い合わせください。

3 6 既往債務の返済条件緩和等の対応

- ◆ 国から、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今回の台風により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応するよう要請されています。
- ◆ 各機関の窓口（連絡先は「3 7 中小企業等を対象とした相談窓口」（27～28ページ）をご参照ください。）にお問い合わせください。

3 7 中小企業等を対象とした相談窓口

- ◆ 被災した中小企業・小規模事業者の方々を対象とした相談窓口が設置されています。30～36の補助金、貸付け、既往債務のご返済などについて、次の相談窓口でご相談をお受けしています。

機関名	支店名	連絡先
日本政策金融公庫	福島支店（中小企業事業）	024-522-9241
	福島支店（国民生活事業）	0570-008503
	いわき支店（国民生活事業）	0570-008545
	会津若松支店（国民生活事業）	0570-009386
	郡山支店（国民生活事業）	0570-009629
商工中金	福島支店	024-526-1201
	会津若松営業所	0242-26-2617
福島県信用保証協会		024-573-5265
福島商工会議所		024-536-5511
郡山商工会議所		024-921-2600
白河商工会議所		0248-23-3101
原町商工会議所		0244-22-1141
会津喜多方商工会議所		0241-24-3131
相馬商工会議所		0244-36-3171
須賀川商工会議所		0248-76-2124
会津若松商工会議所		0242-27-1212
いわき商工会議所		0246-25-9151

二本松商工会議所		0243-23-3211
福島県商工会連合会		024-525-3411
福島県中小企業団体中央会		024-536-1261
全国商店街振興組合連合会		03-3553-9300
福島県よろず支援拠点		024-954-4161
中小企業基盤整備機構東北 支部企業支援部企業支援課		022-716-1751
東北経済産業局 産業部中小企業課		022-221-4922
福島県経営支援プラザ		024-525-4039
福島県経営金融課		024-521-7288

38 被災企業等事業継続支援金(いわき市制度)

- ◆ いわき市は、令和5年台風第13号により事業活動に影響を受けた中小企業等の事業継続を支援するため、災害からの復旧に向けて前向きな取り組みを実施する市内中小企業・小規模企業の皆様に対し、支援金を交付しています。

①対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・国の「事業再構築補助金」又は県の「中小企業等経営コスト削減支援補助金」の交付決定を受けていること。 ・令和5年台風第13号により被害を受けていること。 ・市税を滞納していないこと。 ・法律および条例に定める暴力団等に該当しないこと。
②申請期間	：R6.2/29(木)まで
③補助内容	国の「事業再構築補助金」の交付決定を受けている場合 中小企業・小規模企業等 上限 20万円 県の「経営コスト削減支援補助金」の交付決定を受けている場合 中小企業等 上限 20万円 小規模企業 上限 5万円

- ◆ 詳細は、いわき市産業振興部産業チャレンジ課（電話：0246-22-7476）にお問い合わせください。

39 農林漁業者向けの融資・返済の相談窓口

◆ 日本政策金融公庫は、被災した農林漁業者を対象に、融資や返済に関する相談窓口を設置しています。

- ・日本政策金融公庫福島支店（農林水産事業）
電話 024-521-3328
（受付時間：9:00～17:00(平日)）

主な融資制度

適用できる制度	農林漁業施設資金 （災害復旧施設）	農林漁業セーフティネット資金 （災害）
資金の使いみち （注1）	災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金
融資限度額	負担額の80%又は1施設あたり300万円（特例：1施設あたり600万円 ^{（注2）} ）のいずれか低い額	（一般）600万円 （特認：年間経営費等の6/12以内 ^{（注3）} ）
融資期間 （うち据置期間）	15年以内（3年以内）	15年以内（3年以内）

（注）1 災害を原因としてこれらの資金をご利用いただく場合には、市町村長が発行する「り災証明書」が必要となります。

2 融資限度額を引き上げなければ当該災害復旧の実施が困難と認められる場合に適用されます。

3 簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用されます。



その他の情報

40 ボランティアによる支援・ボランティアの募集

- ◆ 高齢者世帯、障害者世帯など、ご自身で災害ごみの片付けなどが難しい方に対するボランティアによる支援の調整、また、ボランティア活動を希望する方の募集を、災害ボランティアセンターが行っています。
- ◆ 災害ボランティアセンターは、令和5年12月8日(金)をもって閉所されています。
現在は、いわき市社会福祉協議会に常設されている「ボランティア活動センター」に業務が引き継がれています。

・いわき市ボランティア活動センター

場所 いわき市平字菱川町1-3 (いわき市社会福祉協議会内)

電話 0246-38-6631

(受付時間：9:00～17:00(平日))

福島県内市町村連絡先一覧

市町村名	電話番号（代表）	市町村名	電話番号（代表）
県北地域		会津地域	
福島市	024-535-1111	会津若松市	0242-39-1111
二本松市	0243-23-1111	喜多方市	0241-24-5211
伊達市	024-575-1111	北塩原村	0241-23-3111
本宮市	0243-33-1111	西会津町	0241-45-2211
桑折町	024-582-2111	磐梯町	0242-74-1221
国見町	024-585-2111	猪苗代町	0242-62-2111
川俣町	024-566-2111	会津坂下町	0242-84-1503
大玉村	0243-48-3131	湯川村	0241-27-8800
県中地域		柳津町	0241-42-2112
郡山市	024-924-2491	三島町	0241-48-5511
須賀川市	0248-75-1111	金山町	0241-54-5111
田村市	0247-81-2111	昭和村	0241-57-2111
鏡石町	0248-62-2111	会津美里町	0242-55-1122
天栄村	0248-82-2111	南会津地域	
石川町	0247-26-2111	下郷町	0241-69-1122
玉川村	0247-57-3101	檜枝岐村	0241-75-2500
平田村	0247-55-3111	只見町	0241-82-5210
浅川町	0247-36-4121	南会津町	0241-62-6100
古殿町	0247-53-3111	相双地域	
三春町	0247-62-2111	相馬市	0244-37-2120
小野町	0247-72-2111	南相馬市	0244-22-2111
県南地域		新地町	0244-62-2111
白河市	0248-22-1111	広野町	0240-27-2111
西郷村	0248-25-1111	楡葉町	0240-25-2111
泉崎村	0248-53-2111	富岡町	0240-22-2111
中島村	0248-52-2111	川内村	0240-38-2111
矢吹町	0248-42-2111	大熊町	0240-23-7569
棚倉町	0247-33-2111	双葉町	0240-33-2111
矢祭町	0247-46-3131	浪江町	0240-34-2111
塙町	0247-43-2111	葛尾村	0240-29-2111
鮫川村	0247-49-3111	飯舘村	0244-42-1611
		いわき市	0246-22-1111